

(2014. 4. 27 JALRC 総会資料)

JAL ランナーズクラブ規約

2014年4月27日 一部改正

- 第1条 当部は「JALランナーズクラブ」(以下、部と記す)と称する。
英文名: JAL RUNNERS CLUB
略称: JALRC
陸連名: 日本航空ランナーズクラブ
- 第2条 部の所在地は日本航空株式会社羽田地区事業所内に置く。
(〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-2 第一旅客ターミナル 4F)
(2) 必要に応じ各地区に支部を設置する。
- 第3条 部はランニングを通して部員の心身の健康増進と、部員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 部は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
① 練習会
② 合宿
③ 各種大会への参加
④ その他、部が必要と認めたもの
講習会削除
- 第5条 部は総会の決定により外部団体に加入することができる。
- 第6条 部は JAL グループで働く社員、同OB/OG 及び部の役員会で承認された者により構成される。
- 第7条 部に入部を希望する者は、所定の手続きにより役員宛に届け出る。
(2) 部員の資格は役員会で受理された日に取得される。
- 第8条 次の各号に該当したときは部員の資格を失う。
① 退部
② 死亡
③ 特別な理由なく部費を長期滞納したとき
- 第9条 退部する場合は所定の手続きにより役員に届け出る。

第10条 部に次の機関をおく。

- ① 総会
- ② 役員会

第11条 総会は原則として毎年1回、4月に開催する。

- (2) 役員会の決定、又は部員の六分の二以上の請求により臨時総会を開催することができる。
- (3) 総会、及び臨時総会は部長が招集する。
- (4) 総会は委任状を含む部員の四分の二以上の出席をもって成立する。
- (5) 総会の決定は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第12条 総会の付議事項は次のとおりとする。

- ① 活動報告、及び次年度活動方針・計画(案)
- ② 決算報告、監査報告、及び次年度予算(案)
- ③ 役員を選出
- ④ 規約の改正
- ⑤ その他、役員会で必要と認めたもの、及び総会出席部員の六分の二以上の賛同を得た案件

第13条 役員会は総会の決定に基づき部活動を具体化し、実行する。

- (2) 役員会は相談役を除く役員全員で構成される。
- (3) 役員会は部長が招集する。
- (4) 役員会での決定は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第14条 部に次の役員をおく。

- | | |
|--------|----|
| ① 相談役 | 1名 |
| ② 部長 | 1名 |
| ③ 副部長 | 2名 |
| ④ 幹事 | 1名 |
| ⑤ 会計 | 1名 |
| ⑥ 会計監査 | 1名 |
- (総務、運営委員削除)

以上の他、必要に応じて部長が任命することができる。

第15条 役員(相談役を除く)は部員の中から選出し、任期は定期総会から次の定期総会までの1年間とする。但し、留任は妨げない。

JAL ランナーズクラブ規約 新旧対比表

改定前	改定後（改定部分に下線）	改定内容
第2条 〒144…羽田空港 2-1-1	〒144-0041…羽田空港 3-3-2 第1 旅客ターミナルビル 4F	オフィス移転に伴 う住所変更
第3条 ・・・計る・・・	・・・図る・・・	（異字同訓）
第4条 ③各種大会の参加	③各種大会への参加	「へ」の追記
第4条 ④講習会	（削除）	実態反映
第6条 日本航空社員	JALグループで働く社員、同 OB/OG	部員構成多様化への 対応
第7条 所定の用紙に必要事項を記入のう え	所定の手続きにより	E-MAIL 利用等によ る手続き簡素化への 対応
第8条 ③1年以上	③長期間（注：期間は定めない）	給与チェックオフ 不可部員増
第9条 所定の用紙に記入のうえ	所定の手続きにより	同上
第12条 ④会則の改正	④規約の改正	規約タイトルとの 整合
第13・14・15・16条 顧問	相談役	役員体制に合わせ た呼称変更
第14条 ⑤総務 若干名 ⑧運営委員 若干名	（削除）	IT 環境の整備等による 必要性減
第16条 ⑤総務 若干名 ⑧運営委員 若干名	（削除）	同上
第18条 ②会社補助金	（削除）	実態反映
第22条	（追加） ④この規約は、2014年（平成 26年）4月27日の定期総会で一 部改正を行い同日発効とする。	規約改正の記録

第16条 各役員の主な任務は次のとおりとする。

- ① 相談役 部の相談役で部に対する責任は負わない
- ② 部長 部を代表して部の運営を統括する
- ③ 副部長 部長を補佐する
- ④ 幹事 部活動実務の責任者
- ⑤ 会計 部会計の責任者
- ⑥ 会計監査 会計の行う実務についての監査
（総務、運営委員削除）

第17条 部は役員会の決定により、必要に応じ専門部を設置できる。

第18条 部の運営は次の資金でまかなう。

- ①部費
- ②その他
会社補助金削除

第19条 部費は1名、月300円とする。

- (2) 部費は夏、冬の臨時手当より、それぞれ6ヶ月分を前納する。
- (3) 徴収はチェックオフを基本とするが、チェックオフできない部員につ
いては振り込み、又は最寄りの役員への手渡しとする。
- (4) 既納の部費は原則として返金しない。
- (5) 役員会の決定により、臨時に部費を徴収することができる。

第20条 部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第21条 会計担当は各会計年度毎に決算を行い、会計監査の監査を受け、定期総会に報告する。

第22条 付則

- (1) この規約の改定は、総会出席部員の三分の二以上の賛成を必要とする。
- (2) この規約は、昭和60年（1985年）3月20日より有効とする。
- (3) この規約は、1992年（平成4年）4月23日の定期総会で一部改正を行い同日発効とする。
- ④この規約は、2014年（平成26年）4月27日の定期総会で一部改正を行い同日発効とする。